

(新) 公共施設予約システム（体育施設）の

変更点について

(新) 公共施設予約システムにより、体育施設の予約・許可の運用方法が変更となります。

領収書及び適格請求書は、窓口発行のみとなります。

【予約について】

	変更前	変更後
支払い	窓口にて支払い	・ 窓口にて支払い ・ オンラインでも支払いが可能となります※1
仮予約	8 施設（総合体育館、町民運動場、羽栗社会体育施設、厚八運動場、東小学校、北小学校、西小学校、岐南中学校）で 10 回まで仮予約可能です	予約制限なし※2
	防災コミュニティーセンター、スポーツセンターは各施設で 10 回まで仮予約可能です	予約制限なし※2
空調・照明 利用予約	前日までに窓口で予約をお願いします	・ 前日までに窓口で予約をお願いします ・ 3 日前の場合、4 施設（東小学校、北小学校、西小学校、岐南中学校）は、オンラインでも予約できます

※1 オンライン上にて決済した場合、本予約になります

※2 必要以上に予約し、キャンセルや変更が多い場合、団体登録が取り消しになることがあります

【許可書について】

変更前	変更後
窓口にて許可書発行	原則、許可書の発行廃止 (ただし、オンライン予約できない方は除く) ※3
利用前に許可書を提出	・ 総合体育館、町民運動場、防災コミュニティーセンター、スポーツセンター利用の際は、予約画面（許可書）を提示 ・ 他施設（羽栗社会体育施設、厚八運動場、東小学校、北小

	学校、西小学校、岐南中学校）は提出不要※4
--	-----------------------

※3 紙による許可書の発行は廃止しますが、管理人から予約状況を確認されることがありますので、スマートフォン等にて予約確認画面（許可書）を提示できるようにお願いします

※4 点検報告書については、これまで通り提出ください。